

白 糠 町 農 業 委 員 会
第 5 回 総 会 議 事 録

自 平成30年 1 月 24 日
至 平成30年 1 月 24 日

白 糠 町 農 業 委 員 会

第 5 回 白 糠 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

平成30年 1 月 24 日

1 本委員会に出席した委員の氏名及び議事録署名委員の氏名

議席	委 員 氏 名	出 欠	署 名	所 属
議長	林 善 幸	○		総 務
1	石 田 正 義	○	○	農 地
2	對 木 範 誉	欠		農 地
3	酒 井 伸 吾	欠		総 務
4	松 本 隆 志	○		総 務
5	中 河 敏 史	○	○	農 地
6	澁 谷 幸 子	○		総 務
7	峯 田 弘 子	○		農 地
8	照 井 明	○		農 地

2 事務局職員の出席した者

事務局長 山田雄大
主 幹 齊藤嘉重
主 任 澁谷直樹

3 委員会に付議した議件

日程 1 議事録署名委員の指名
日程 2 会務報告
日程 3 議案第14号 農地法第3条第2項第5号(農地法施行規則第17条)に規定する別段の面積(下限面積)の基準設定の必要性の有無について
日程 4 議案第15号 白糠農業振興地域整備計画の変更に係る意見

開会 午後 1 時30分

議長 これより第 5 回農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員数は 7 名であります。2 番對木委員、3 番酒井委員より欠席の届出があります。

白糠町農業委員会会議規則第 6 条の規定により、委員の過半数の出席で会議が成立しております。

日程第 1 「議事録署名委員の指名」を行います。
本日の議事録署名委員は、会議規則第 13 条第 2 項により、2 名の委員を議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、私の方から議事録署名委員を指名いたします。
1 番、石田委員、5 番、中河委員、以上 2 名を指名いたします。

日程第 2 「会務報告」をいたします。
12 月 7 日から 8 日にかけて、札幌市において開催された「東北・北海道ブロック女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会」に峯田委員、澁谷委員が出席しております。会議の内容で報告をよろしくお願いいたします。
澁谷委員からお願いいたします。

澁谷委員 昨年、12 月 7 日から 8 日にかけて開催されました、女性農業委員を対象にした「東北・北海道ブロック女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会」に私と峯田委員が出席しております。内容は、講演とパネルディスカッションになります。

講演は農林水産省の女性活躍推進室の久保室長より「女性農業委員の役割と期待される活動について」をテーマに、女性の活躍が農業経営にプラスになること。そのためには、女性農業者の育成や、女性が働きやすい環境整備を推進するため、農業で活躍する女性の姿を情報発信したり、社会全体で女性農業者の存在感を高めるとともに、職業として農業を選択する女性の増加を図る必要性と取組内容でした。

続いて、パネルディスカッションは「女性農業委員等における地域活動と女性農業委員等の登用促進について」をパネリストに北斗市農業委員会、美里町農業委員会、潟上市農業委員会のそれぞれから自分たちが務める地区の市や町の概要、農業の概要では特産品や農業人口、耕地面積、農業委員会の構成など、パネリストの女性農業委員が発言し、ディスカッションを行いました。以上です。

議長 続いて、12 月 12 日には、標茶町にて「根釧女性農業委員の会総会」を開催。峯田弘委員と澁谷委員及び事務局が出席しております。
会議の内容で報告を峯田委員よろしくお願いいたします。

峯田委員

昨年、12月12日に標茶町にて根釧女性農業委員の会を開催しております。会議内容は平成29年度の事業報告と決算報告、平成30年度の事業計画と収支予算、及び規約改正と役員体制の変更となります。

規約改正につきましては、根釧女性農業委員会の所在地を、「会長の所属する農業委員会の住所とする」と新たに項目が加わりました。

また、役員体制につきましては、あらかじめ輪番制となっていますことから、平成30年度は、白糠町が会長職を務めることになり、微力ながら私が務めさせていただくことになりました。この会の事務局も会長が所属する農業委員会事務局が担当することになり、微力ながら私が勤めさせていただくことになりました。この会の事務局も会長が所属する農業委員会事務局が担当することになりました。そのため今年度の研修会、総会の開催地につきましては、白糠が主導的な立場になりますが、根室管内の方もいらっしゃいますので、適宜判断し対応したいと考えています。

以上が会議内容の報告になります。

議長

12月20日、釧路町において「農業者年金協議会代議員等研修会」を開催。私と峯田委員、澁谷委員、事務局1名の出席となっております。

以上、会務報告とさせていただきます。

日程第3 議案第14号「農地法第3条第2項第5号（農地法施行規則第17条）に規定する別段の面積（下限面積）の基準設定の必要性の有無について」を議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹よりお願いいたします。

斉藤主幹

議案第14号「農地法第3条第2項第5号（農地法施行規則第17条）に規定する別段の面積（下限面積）の基準設定の必要性の有無について」。

「農業委員会の適正な事務実施について」（平成21年1月23日付け20経営第5791号農林水産省経営局長通知／平成22年12月22日最終改正）に基づき、農地法第3条第2項第5号（農地法施行規則第20条）に規定する「別段の面積（下限面積）」の基準について、本会の審議を求める。

平成30年1月24日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

次のページをお開き下さい。

農地法第3条第2項第5号（農地法施行規則第17条）に規定する別段の面積（下限面積）の基準設定の必要性の有無についての調書。

本議案につきましては、昨年皆様方に調査をしていただいた、利用状況調査の結果を基に作成しております。内容としては、調査①「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（第3項第1号関係）、また調査②「農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用程度に比し著しく劣っていると認められる農地。これらについて調査をした結果、表の一番下の欄になりますが、「農地法第30条の規定に基づく利用状況調査結果について」です。

白糠町では、農地法第30条に基づく利用状況調査の結果、「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込

まれる農地」及び「農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用程度に比し著しく劣っていると認められる農地」は確認されていないことから、農地等については、おおむね適正に利用されていると判断される。

【別段面積（下限面積）の設定の有無について】

白糠町内における営農条件は、おおむね全地区で同一として判断し、平均的な経営規模（設定区域）を町内全域で統一しており、それらの条件の下、農地又は採草放牧地について農地法施行規則第17条第1項（農地等を耕作等の事業に供する者の総数のおおむね40%以上が2ヘクタールを下回る場合）及び第2項（耕作放棄地等が相当度存在することによる新規就農の促進の場合）と照らし合わせると、実態に適さない別段の面積（下限面積）となるため、白糠町における別段の面積（下限面積）の設定の必要性は無いものと判断し、別段の面積（下限面積）は、農地法第3条第2項第5号の定めによる面積（北海道では2ha）のとおりとする。

内容について、ご説明いたします。

本件につきましては、農地法第3条の許可基準である下限面積についての基準設定の必要性の有無についての審議であります。従来、農業委員会の適正な事務実施において、農業に新規参入しようとする者に対し、農業委員会が閉鎖的であるとの誤解を払拭するため、各農業委員会におきまして、毎年、現行の下限面積の設定又は修正の必要性の有無について協議し、公表しなければならないことになっております。内容につきましては、昨年、皆様に実施していただきました、利用状況調査の結果を基に、白糠町内における農地の適正利用について検証し、白糠町における下限面積の設定の必要性は無いものと判断し、白糠町における下限面積は、農地法第3条第2項第5号の定めにより2ヘクタールとするという内容であります。

以上、議案第14号の説明とさせていただきますが、簡単に皆様には昨年、農地を見ていただいて、結果、遊休農地はないという判断になりました。その際、各農家さんの利用状況調査も同時に聞き取りしております。農家さんのほとんどが酪農家の方々。その方々が2ヘクタール以上持っている方がほとんどという実態です。それが4割を切った場合は下限面積を見直すことができるという内容であります。実態は酪農家の方がほとんどということなので、当然4割以下にはならないという判断になっておりますのでこれは北海道に合わせて、2ヘクタールという同様の数値で判断をさせていただきます。参考にまで、管内では釧路町では、下限面積が3反ということになっておりますが、酪農家戸数が少ない。実際はどちらかというと畑作の方の傾向がありますので当初は2ヘクタールだったのですが、下限面積の見直しをして今は3反ということ。他の町は全て2ヘクタールの下限面積となっております。

以上でございます。

議 長 議案第14号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議 長 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員)

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第14号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第4 議案第15号「白糠農業振興地域整備計画の変更に係る意見」
についてを議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。
斉藤主幹よろしくお願いたします。

斉藤主幹 議案第15号「白糠農業振興地域整備計画の変更に係る意見」。
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、
白糠町から意見を求められた下記農業振興地域整備計画の変更について、
本会の審議を求める。
平成30年1月24日提出。
白糠町農業委員会 会長 林 善幸。
記。
別紙のとおり
号別1、意見聴取の内容(変更内容)は土地利用計画の変更になります。
内容についてご説明いたします。
「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2」の規定により
まして、市町村が農業振興地域整備計画の変更をしようとするときは、
農業委員会の意見を聴くことになっております。
号別1につきましては、土地利用計画の変更であります。
農業用施設等の建設に伴います用途区分の変更となります。
別冊の「白糠農業振興地域整備計画」をご覧願いたく存じます。土地
利用計画変更調書であります。1枚めくって意見書、これは議案に記載
されています内容と同様であります。次のページは、土地の増減の内容
です。農地の用途を「農業用施設用地」に変更する内容で、●●●平方
メートルの増減になります。さらにこの内訳が、次のページに、変更部
分に係る調書に記載されています。●●●平方メートルの内訳は2筆の
土地からなります。土地の字、地番は●●●の●●●様の●●●平方メ
ートルの土地と●●●の●●●様の●●●平方メートルの土地の2筆。
この土地を牛舎及び糞尿処理施設等建設のために変更するものです。図
面は色付きの図面と航空写真の図面に①の●●●様の所有地、②の●●
●様の所有地となっています。黄色の部分が現状農地となっていると
ころで、これを農業用施設用地、黄色の下にある茶色と同じ色に変える手
続きとなります。したがって、この件につきましては「施設整備に
伴う牛舎及び糞尿処理施設等の建設であることから計画変更はやむを得
ないと判断し」総合意見にあるとおり、「土地の有効利用が図られるもの
と判断し、適格とする」と記載しております。
以上、議案第15号の説明とさせていただきます。

議長 議案第15号の質疑をお受けいたします。

石田委員 ●●●さんの土地と●●●さんの土地に糞尿処理施設を作るっていうことなのだけど、この施設は●●●さんの施設なのでしょ？その辺はどうなの。

斉藤主幹 ここの区域に将来的に農業用施設ということで、育成舎とスラリーストアを設置するという案がございます。これは、この申請者はまだ立ち上がっていないのですが、新たに農業法人が出来上がってからこの土地を申請する。その申請は転用という内容なのですが、転用する前にこの農地の部分をあらかじめそういう施設を作るために用途を変更するということになります。農業振興地域内なのですが、今まで農地として使っていた部分を将来的そういう施設に転用する手続のためにその前段として、まずは変更するという作業。それが終わって、そこは農業用施設として使っていていいですよという許可が出ましたら、あとは新たに立ち上がった農業法人が転用の手続をする、5条転用になるかと思うのですが、5条転用をして、ここに施設が建つ予定となっております。前段の作業ということになっております。

あくまでも町の方から意見を求められておりますので、町はあくまでもこういう計画ですよっていうのを農業委員会に出してきました。あとは農業委員会がその計画が適格かどうかという判断になります。要するに今農地として使っている土地を施設に使ってもいいかという判断をやはり最終的に判断するのは農業委員さんなので、それが適正か適格かを意見として述べていただくことになります。

そして意見として町に返すっていうことになります。以上です。

石田委員 ●●●さんっていう人は農家ではないんだよね？確かどっかで勤めていると思うのだけど、農地はいわゆる農業専用農地。今度、新たに法人を立ち上げるっていうことでしょ？法人を立ち上げる場合、●●●さんの所在っていうのはどうなるの。

斉藤主幹 もちろん地権者の承諾なしに転用は出来ません。ただそれは織り込み済みっていうことで、こちらの方では判断しているのですが、今の段階では用途を変えるということなので、今現状では●●●さんがその土地を借りているような状況なのです。それを例えばこれから転用上がってくるっていうことは当然所有権も変えていいですか？という転用ですから、ということになりますので、それは法人の方の意向ですね。法人からそういう風に申請が上がってきて、その中で当然所有者が入ってきます。所有者の承諾を得た上で当然転用を上げなければなりませんので、それは新たに出来る法人の方で調整をしていただいて、こちらの方に上がってきた段階でこちらの方でまた許可をする5条が適正かどうかということになります。所有者の意向は今度新たに立ち上げる法人の方で調整をかけていただくということになります。申請者側の方で調整をかけて出していただくということになります。

石田委員 それは●●●さんにこういう法人を立ち上げて、事業を取り組むっていうその話はちゃんと説明されてるの。

山田課長 申請する上では当然承諾がある内容で受けております。

石田委員 わかりました。

議 長 他にありませんか。

中河委員 転用はいいのですけれども、これで施設的な転用が足りるのかどうか。これからいくと、例えば●●●とかそのぐらいまだ転用されていた方がいいような気もするのですけれども、何か使い勝手が非常によろしくないような。何かよくわからないのですけれども、上がってきているのは面積だけということなので、いいのですけれども、将来的にきちんとした青写真が出来ていて上がってきているとは思っているのですけれども、ちょっとその辺が心配だったので、大丈夫でしょうか。

山田課長 私たちが計画を伺っている中では、今施設整備をする上で用地として必要な部分というのは一応伺っております。計画も成り立っておりますので、そういう中でいきますと現状においてはこの区画で大丈夫なのかなど。それと●●●とか●●●所有者が違いまして、もうそこは現実農用地として使われておりますので、そういった内容からいっても土地的には足りるっていうことで判断しております。

議 長 休憩します。

<休 憩>

会議を再開します。

他、質疑はありませんか。

(出席委員) (なし)

議 長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第15号につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました議案につきましては、全て終了いたしました。

これをもちまして、第5回農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会時間 午後 2 時)